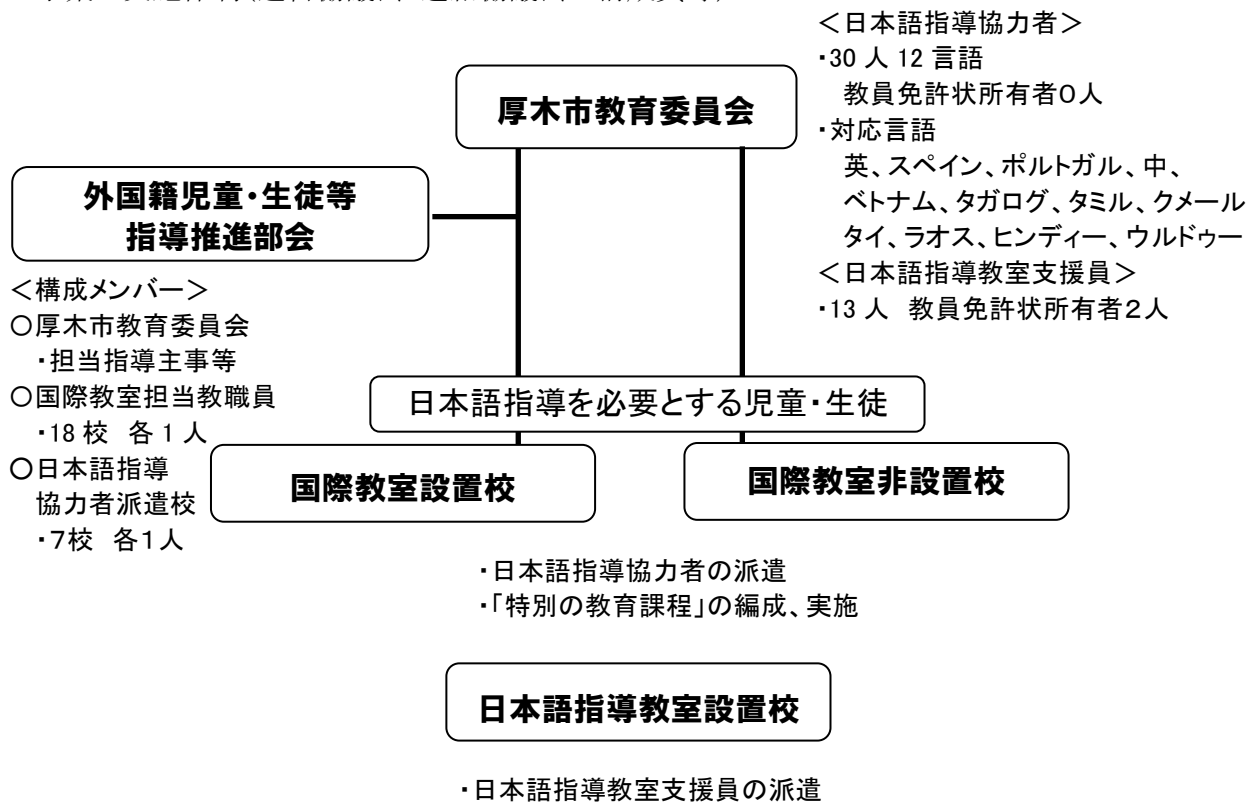


令和3年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 厚木市 】

令和3年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)



2. 具体の取組内容

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

■外国籍児童・生徒等指導推進部会

- 第1回 令和3年4月22日(木)
 - ・対象：国際教室設置校、日本語指導協力者派遣校の担当
 - ・講義「外国につながるのある児童・生徒への支援について」
 - ・「特別の教育課程」「教育支援シート」の説明
 - ・中学校区にてグループ協議及び情報提供
- 第2回 令和3年8月5日(木)
 - ・対象：国際教室設置校、日本語指導協力者派遣校の担当、日本語指導協力者
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から延期
- 第3回 令和4年2月21日(月)
 - ・対象：国際教室設置校、日本語指導協力者派遣校の担当
 - ・講演「外国籍児童・生徒の高校進学への支援について」
 講師：Me-net 事務局長 高橋 清樹 氏
 - ・講演に対するグループ協議

■日本語指導の在り方研究会

- 第1回 令和3年12月21日(火)

- ・対象：日本語指導協力者のうち、日本語教師有資格者6人
 - ・日本語がほとんど理解できない児童・生徒への適切な指導等について協議した。
- 第2回 令和4年3月実施予定

(2) 学校における指導体制の構築

○国際教室の設置

- ・日本語指導が必要な児童・生徒が5人以上在籍する場合、国際教室設を設置し、在籍人数によって1～2人の教員が加配される。
- ・国際教室設置校については、国際教室担当教員を配置し、「特別の教育課程」の編成や日本語指導協力者の派遣計画、在籍学級担任との連絡調整等、コーディネーター的役割を担う。
- ・国際教室担当教員は、年間3回の外国籍児童・生徒等指導推進部会に出席し、研修や協議、情報共有等を通して、各学校の支援体制の強化に努める。

○国際教室非設置校

- ・国際教室の設置がない学校のうち、日本語指導協力者等の支援が必要な児童・生徒がいる場合は、校内に日本語指導協力者派遣担当教員を配置し、「特別の教育課程」の編成や日本語指導協力者の派遣計画、在籍学級担任との連絡調整等、コーディネーター的役割を担う。
- ・日本語指導協力者派遣担当教員は、年間3回の外国籍児童・生徒等指導推進部会に出席し、研修や協議、情報共有等を通して、各学校の支援体制の強化に努める。

○教育相談コーディネーター及びインクルーシブ教育推進部会担当教員との連携

- ・教育相談コーディネーター及びインクルーシブ教育推進部会担当教員とも連携しながら、共生社会に向けた取組を推進する。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

○外国籍児童・生徒等指導推進部会の中で説明や進捗状況の確認等を行う。

- 4月：「特別の教育課程」「教育支援計画」の編成と実施についての説明
- 8月：個別の指導計画に基づいた指導実践の確認（推進部会中止に伴い、学校訪問にて確認）
- 3月：個別の指導に対する評価・報告

(4) 成果の普及

- ・市教育委員会主催の推進部会などにおいて取組報告を実施した。
- ・年度のスターにおいて、中学校区の担当者間等での情報交換を実施した。
- ・年度の中間時期にも実施を試みたが、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から中止となった。2月末に1年間のまとめとしての情報交換を実施する予定である。

(7) ICTを活用した教育・支援

- ・今年度は「GIGAスクール元年」となり、「一人一台」のタブレットを活用し、翻訳ソフトやカメラ機能を利用して授業を展開している。また、多言語翻訳機器を活用した。
- ・日本語指導協力者によるオンライン授業を実施し、日本語指導が必要な児童・生徒への支援を行った。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

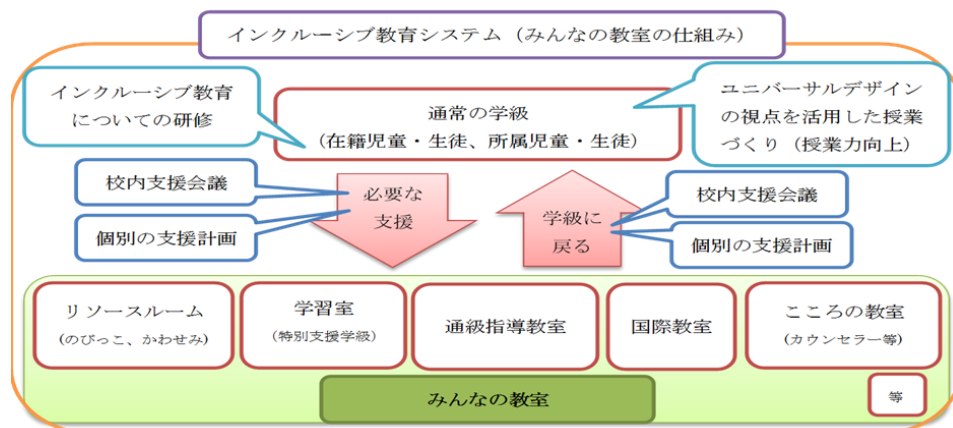
■「日本語指導協力者」の派遣

- ・教育課程内の時間内における個別指導にあたる支援員。
- ・指導内容は、日本語の基礎的な読み書き及び日本語の会話の指導、生活適応指導、家庭との連絡指導等
- ・12言語30人（英、スペイン、中国、タガログ、ベトナム、ポルトガル、クメール、ウルドゥー、ヒンディー、タミル、ラオス、タイ）
- ・小学校18校 中学校7校 計25校へ派遣 対象約300人、累計4,153時間（令和3年12月現在）

■「日本語指導教室支援員」の派遣

- ・授業日及び長期休業中の教育課程外の時間に、補習学習を実施する支援員。
- ・学習内容は、日本語の基礎的な読み書き、会話の指導、教科指導の補習、生活適応指導、教育相談等
- ・小学校5校、中学校1校に設置 週1回1時間程度 各校3人程度派遣 通室児童数 67人

(11) 共生社会における共に学び成長する授業等の在り方に関する調査研究の実施



上の図の理念のもと、国際教室での指導・支援について、教育相談コーディネーター及びインクルーシブ教育推進部会担当教員を中心とした校内支援体制によって、通常の学級における支援の充実を図ることと、通常の学級と国際教室間の情報連携を密に取り合うよう努めた。

3. 成果と課題

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

【成果】

- ・ 特別の教育課程編成、小中で連携した支援体制の必要性や今年度から変更された、在県外国人特別募集の志願資格変更などについて共通認識ができた。
- ・ 日本語指導を受けている児童・生徒の状況と指導の成果及び課題を把握することができた。
- ・ 日本語指導の在り方研究会の開催により、児童・生徒や各学校の日本語指導の状況など情報収集し、より適切な支援に向けて、国際教室担当教員との連携について、今後の実践につながる意見交換ができた。

【課題】

- ・ 国際教室担当教員（国際教室非設置校の担当）と日本語指導協力者の連携が不十分であるため、児童・生徒に必要な支援について十分な共通理解が図れないところがあった。校内での連絡会の時間を設けるなど、連携を図られるようにする。
- ・ 国際教室が設置されていない学校への情報提供や日本語指導の在り方に関する協議を計画的に実施し、どの学校でも適切な支援が行えるような体制づくりに努める。

(2) 学校における指導体制の構築（必須実施項目）

【成果】

- ・ 校内支援体制を強化することによって、日本語指導や教科指導の充実及びどの児童・生徒にとっても居心地のよい学級づくりにつながることを期待できる。
- ・ 中学校区における国際教室設置校の連携の強化と日本語指導力向上が図れた。
- ・ 国際教室非設置校への情報提供や中学校区での連携体制の構築を進めることができた。

【課題】

- ・ 外国につながるのある児童・生徒数が少ない中学校区においては、「担当教員が充てられず教頭等が兼務する」「支援体制が不十分」などの課題がまだ残る。国際教室を設置している中学校とのより一層の連携強化を図る。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

【成果】

- ・ 「特別の教育課程」を編成・実施することで、児童・生徒の個に応じた日本語指導を展開できた。
- ・ 日本語指導と教科指導の接続をスムーズに行えた。
- ・ 学校が丁寧に個々の見立てを行い、教育委員会と情報共有することによって、日本語指導協力を適切に派遣することができた。

【課題】

- ・ 国際教室の有無にかかわらず、日本語指導を必要とするすべての外国につながるのある児童・生徒が、十分な支援を受けられるよう、個々の状況に寄り添った「特別の教育課程」の編成が求められる。

- ・「特別の教育課程」「教育支援計画」の編成にあたっては、当該児童・生徒にかかわる教職員が連携し、定期的に情報共有することや、校内での支援体制を確立することができることを大切にす。
- ・今後は、個別指導を行う児童・生徒について、より充実した特別の教育課程の編成ができるよう努めるとともに、中学校区での拠点校機能の中で、新担当者の支援も視野に、取組を進めることが必要である。

(4) 成果の普及

【成果】

- ・成果と課題を共有することで、学校全体の取組としてとらえることができ、教員一人一人がこれまでの取組を振り返り、今後の指導に生かせることが期待できる。

【課題】

- ・外国につながるの児童・生徒が個々の状況に応じた支援を十分受けられるよう、成果の普及、情報の共有を遺漏なく行うことが重要であると考え。

(7) ICTを活用した教育・支援

【成果】

- ・タブレットのカメラ機能を活用して、板書を写真に収めることで、授業者の話に集中し、ノートへの書き写しに時間をかけることができた。
- ・タブレットが一人一台あることで、授業において常に利用することができ、翻訳ソフトを活用したり、保護者面談で活用したりすることができた。
- ・オンライン授業は、協力者の場所を選ばず実施でき、複数校の児童・生徒の指導をすることができることが分かった。

【課題】

- ・一人一台のタブレットの翻訳ソフトを利用し、活用を目指したが、言語によっては正確な翻訳が行われないこともあった。多言語翻訳機器との併用をし、保護者面談や授業での支援に活用している実態がみられた。
- ・日本語指導協力者によるオンライン授業は、協力者の場所を選ばず実施できる利点はあるものの、実際の作業的な指導、例えば漢字練習などその場において確認しなければならない内容については、難しいことが挙げられた。
- ・今後も実態に即した支援ができるよう、支援環境の整備、機器の整備をしていく必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

【成果】

- ・日本語指導協力者の支援により、約 300 人の児童・生徒が、日本語の基礎的な読み書き及び日本語の会話等の指導や個に応じた教科学習の補習等を受けることができ、児童・生徒の学校生活への適応や通常の学級における授業への合流、保護者と学校の連携など様々な場面において大きな効果があった。
- ・放課後の日本語指導教室では、支援員が教科学習の補習や個別の相談にあたり、児童が通常の学級で授業を受け、学校生活を他の児童と共に過ごすための学力面・心理面での支援となった。

【課題】

- ・言語の多様化により、支援の行き届いていない言語があるので、関係機関と連携しながら、人材の確保に努める。
- ・日本語指導協力者が当該児童・生徒に母語支援できる回数は、週に1～2回程度である。その場だけの通訳では、日本語能力の成長にはつながりにくい。将来、日本で自立して生活できるよう、「在籍学級」「日本語指導協力者がいるときの国際教室」「日本語指導協力者がいないときの国際教室」といったそれぞれの場面で、どのような指導・支援が効果的か、体系的に計画を立てることが大切であると考え。
- ・日本語指導教室は、原則として外国籍児童の多い学校での開設のため、他校に在籍している外国籍等児童が支援を受けることができない。また、支援員の確保及び放課後の時間確保が困難となっているため、低学年を中心とした学習の場としていく必要があり、高学年の児童に対する手立てが課題である。

(11) 共生社会における共に学び成長する授業等の在り方に関する調査研究の実施

【成果】

- ・ユニバーサルデザインの視点から、ICTの活用や教室内の掲示物の工夫など、共生社会に向けたインクルーシブ教育が各学校に浸透してきていると考える。

【課題】

- ・児童・生徒にインクルーシブの心が育ってきている中で、外国につながりのある児童・生徒たちにも、在籍学級の中で「授業内容がわかる」などの成功体験を積み上げていきたい。そのために、在籍学級での授業で必要とされる日本語の表現を事前に国際教室で練習するなど、きめ細かな連携を呼びかけていきたい。
- ・在籍学級の担任をはじめ、多くの教員に係る体制を求め、具体的な関与の方法など、さらに整備する必要があると感じる。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	248 人 (18校)	66 人 (8校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		226 人 (17校)	66 人 (8校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・個々の日本語レベルの見極め、個々に応じたより効果的な支援を行っていくための体制の構築
- ・国際教室間の連携及び国際教室非設置校の支援の在り方
- ・多言語化、支援レベルの多様化、支援を必要とする児童・生徒の人数の増加等に対応するための日本語指導協力者の確保及び学校の支援体制の構築

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。